

北部九州土地改良調査管理事務所交渉  
(全農林労働組合九州地方本部福岡分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時：平成21年11月20日(金) 17:30～45 (15分)
2. 場 所：北部九州土地改良調査管理事務所大会議室
3. 出席者：

北部九州土地改良調査管理事務所		平岩 昌彦	所長
同		田中藤吉郎	庶務課長
全農林労働組合九州地方本部福岡分会		小畑 進司	副委員長
同		長野 和明	執行委員
同		折口 和幸	北調班班長

4. 議 題：超過勤務縮減について

5. 議事概要

- 田中庶務課長：本日の交渉に先立ち、先般福岡農政事務所を通して行った予備交渉を踏まえ、今回の要求事項については、当事務所の権限内事項に該当するということで、それを前提として交渉を開始します。
- 小畑副委員長：先日、全農林福岡要求第2号として、要求書の提出をしています。それで、私たちは、新たな労使関係の構築と言うことで今までの交渉のやり方と変わってきて、我々も慣れていないが、要求事項として、「超過勤務の事前命令の徹底、実効ある超過勤務縮減対策の実施を図ること。」と言うことで出しています。事業所として、超過勤務の縮減についてどのように考えているのか所長のご意見をお伺いしたい。
- 平岩所長：今年度の状況について述べますと、5月の連休明けに会計実地検査が行われたこともあり、10月までの月平均超過勤務時間数は、昨年度に比べ増えています。そのような状況下にあっても7月は超過勤務縮減月間として、また、10月初旬には、全省庁の超過勤務縮減キャンペーンにも積極的に取り組んできたところです。  
超過勤務の縮減については、まず、今まで行われてきている水曜、金曜日の定時退庁日の更なる徹底と、また、管理職の対応次第で改善できる面も多いと考えていることから、今後とも事前命令を徹底し、それぞれの管理職が業務自体を見直し、特定の者に偏ることがないように工夫し、超過勤務の縮減に努めて参ります。
- 小畑副委員長：今、所長の話にもあったように、業務の内容をしっかりと把握していただき、特定の者に偏らないようにしていただきたい。我々も超過勤務が無くなるというふうな考えはもっていませんが、極力少なくなるよう努力していただきたい。
- 田中庶務課長：何か他に意見等あればお願いします。無ければこれで終わります。

09全農林福岡要求第2号  
2009年11月20日

九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所  
所長 平岩昌彦 殿

全農林労働組合九州地方本部福岡分会  
委員長 高田 重



## 要 求 書

私たちは、秋季年末闘争の取り組みとして、職場において労働条件の点検を行い、課題・問題点を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。

農林水産行政の充実と私たちの雇用確保、労働条件改善、民主的で働きやすい職場環境の実現を図るため、下記要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

### 記

超過勤務の事前命令の徹底、実効ある超過勤務縮減対策の実施を図ること。

以 上

(参考添付資料) 全農林中央本部秋闘期統一要求書：09全農林要求第2号

農林水産大臣  
赤松 広 隆 殿

全農林労働組合  
中央執行委員長 棚 村 博 美

## 要 求 書

私たちは、第54回全農林定期大会・第55回臨時大会や各地方本部大会での論議を踏まえ、当面する課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。

特に、農林水産省改革の具体化により、事務・事業、組織の抜本的な見直しが進められており、組合員の将来に対する不安は増大しています。

また、今後は、政権交代による新たな農政が展開されることとなりますが、食料自給率の向上や食の安全・安心、環境問題に配慮した食料・農業・農村政策の推進と中央・地方が一体となった農林水産行政の推進がますます重要となっています。

については、農林水産行政の充実と私たちの雇用・労働条件確保の観点から、下記要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

### 記

#### I. 農林水産省改革・地方分権改革について

1. 機構改革については、農林水産政策の円滑な実施をはかるため、中央・地方組織が一体となった実施体制を確立するとともに、必要な定員を確保すること。
2. 「人事運営等に関する基本方針」の具体化にあたっては、十分な条件整備を図るとともに、組合員の理解と納得のもとに行うこと。
3. 配置転換終了後のブロック間、県間におけるアンバランス解消のための人員調整にあたっては、県別の業務量・定員配置の見通しを明確にした上で人事異動方針を策定し、組合員の理解と納得のもと段階的に行うこと。
4. 地方分権に係る検討に対しては、農林水産行政の推進に必要な地方支分部局の役割を明確に主張し、事務・事業と組織、雇用・労働条件を確保すること。

## Ⅱ. 級別定数改定、諸手当の見直しについて

1. 2010年度の級別定数改定にあたっては、以下事項の実現をはかること。

### (1) 行政職（一）

- ① 地方出先機関等の係長・専門職4級及び3級定数を拡大すること。特に、地方農政事務所地域課専門職を4級に格付けするとともに、統計・情報センター統計官・情報官の4級定数を拡大すること。
- ② 地方農政局課長補佐を6級に格付けするとともに、地方農政局課長補佐及び専門職、府県単位機関課長補佐及び専門職、事業所専門職、農政事務所地域課課長補佐、統計・情報センター統括統計官・統括情報官の5級定数を拡大すること。
- ③ 本省課長補佐の6級、専門職の6級及び5級定数を拡大すること。

### (2) 行政職（二）

部下数制限を大幅に緩和するとともに、本省の5級定数、地方農政局の3級定数を拡大すること。

### (3) 研究職

4級・5級定数を拡大すること。

### (4) 専門行政職

3級・4級定数を拡大すること。

### (5) 海事職（一）・（二）

船舶の大きさだけでなく、資格基準に基づき昇格を可能とすること。

### (6) 医療職（三）

看護師を3級に格付けすること。

2. 特地官署等指定基準の見直し及び級地区分の変更にあたっては、当該官署に勤務する組合員の生活維持と人材確保を基本とすること。

また、引き下げまたは解除となる場合には、当該組合員の生活の激変を緩和するため、十分な経過措置を講じること。

## Ⅲ. 公務員制度改革について

1. ILO勧告に基づき、労働基本権制約の立法政策を根本から見直し、公務員の労働基本権、団体交渉に基づく賃金・労働条件決定制度を確立すること。

2. 国家公務員制度改革基本法に基づく公務員制度の検討にあたっては、労働組合と十分交渉・協議を行い、抜本的な改革を実現すること。

3. 公務の労使関係の抜本改革について、労使関係制度検討委員会における自律的労使関係制度の確立に向けた検討を促進すること。

4. 国際労働基準確立の観点からILO第151号条約を批准すること。

#### IV. 超過勤務の縮減について

1. 本省庁における在庁時間削減目標を着実に達成すること。
2. 改正労働基準法の施行に対応し、民間に遅れることなく超過勤務手当の割増率を引き上げること。

#### V. 新たな人事評価制度について

1. 4原則2要件が具備された人事評価制度を確立するため、評価結果の全面開示及び苦情処理に対する労働組合の関与について引き続き検討を行うこと。
2. 職員の理解と納得を確保するため、新たな人事評価制度の意義や仕組みの周知徹底を図ること。また、評価を行う管理職員に対して、評価者研修を徹底すること。
3. 人事評価制度をより納得性のあるものとするため、毎年実施状況を検証し、必要に応じて改善を行うこと。

#### VI. 農林水産政策の拡充・強化について

1. 食料・農業・農村基本計画をはじめとする農林水産政策の見直しにあたっては、食料自給率の向上や食の安全・安心、担い手の確保、環境問題に配慮した食料・農業・農村政策の推進などが図られるよう対応すること。
2. WTO、FTA・EPA交渉にあたっては、食料自給率の向上など国内農政の推進に影響を及ぼさないことを基本に対応し、引き続き毅然とした外交対応を行うこと。  
また、世界各国が共生・共存できる「新たな農産物貿易ルール」を確立すること。

#### VII. 男女平等の公務職場の実現、新たな高齢者雇用施策について

1. 「農林水産省における女性職員の採用・登用拡大計画」の着実な実施に向け、メンター制度の実効性確保など、必要な取り組みを行うこと。
2. 「農林水産省特定事業主行動計画」の達成目標実現に向け、育児休業の男性取得促進や育児参加休暇の活用など、仕事と育児の両立支援の取り組みを推進すること。  
また、次期計画の策定にあたっては、次世代育成支援推進法に基づき同計画の検証・見直しを行い、一層の推進が図れる内容とすること。

3. 人事院の意見の申し出を踏まえた育児休業法の改正に対応し、以下の事項の実現を図ること。

(1) 配偶者が育児休業をしている場合であっても、育児休業・育児短時間勤務及び育児時間の承認の請求を可能とすること。

(2) 子の出生後一定の期間内（8週間）に育児休業を取得した職員については、再度、育児休業の取得を可能とすること。

4. セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止策を徹底するとともに、相談員制度の機能化を図ること。

5. 新たな高齢者雇用施策については、65歳までの段階的な定年延長の実現を図ること。  
また、定年延長に伴う給与制度等の見直しについては、労働組合の意見を十分に反映すること。

以 上

2009年11月16日

九州農政局  
北部九州土地改良調査管理事務所  
所長 平岩昌彦 殿

交渉担当者として役員以外の者を指名することについて

国家公務員法第108条の5第6項の規定に基づき、全農林九州地方本部福岡分会北調班長 折口 和幸を、秋季年末交渉における要求事項に係る交渉担当者として指名したことを証明する。

(特別の事情)

職場実態の状況等について、職場班長が説明することにより、要求事項の理解を深めてもらうため。

全農林九州地方本部福岡分会  
書記長 谷口 謙 